

2010.

6/15
vol. 115

まいばら

ひととまちをつなぐ市政情報誌



主な内容

「市民への約束」達成状況	2
特集 多文化共生のまちづくりに向けて	4
「地域情報化計画」を策定しました	8

次回の広報まいばら発行日 7月1日号 6月24日(木)

「市民への約束」 達成状況

平成 21 年度 部局別重点目標の達成状況

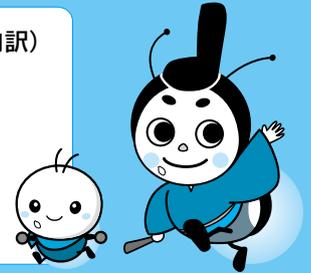
平成 21 年 7 月 15 日号の「広報まいばら」で市民のみなさんに約束したことについて、平成 21 年度中の取り組み内容とその自己評価結果を公表します。

なお、約束した取り組みは全部で 84 項目ありますが、その中の主な取り組みで目標に対し期待を下回ったものや、反対に期待を上回ったものを中心に 10 項目についてお知らせします。

全項目の取り組み状況については、市の公式ウェブサイトと情報プラザでご覧いただけます。



達成度（自己評価）の見方		（全 84 項目の達成度内訳）	
★★★★★	期待を上回る成果		0
★★★★☆	期待をやや上回る成果		11
★★★☆☆	期待どおりの成果		57
★★☆☆☆	期待をやや下回る成果		12
★☆☆☆☆	期待を下回る成果		4



心の元氣

水源の里条例をもとに、過疎・高齢化する地域の元氣未来づくりを進めます

★★★

【政策推進部】

地域資源の再発見とブランドイメージの構築を目標としました。結果として、市民フォーラムの開催により地域価値の再発見を訴えたほか、水源の里を発信するため「親子の絆」をテーマにした撮影や子ども向け冊子づくりの取り組みを始めました。

「出前トーク市長と語る」の実施により、対話のまちづくりを推進します

★★★

【市民自治センター】

市長が直接地域に出向いて対話を重ねる「出前トーク市長と語る」を年間 20 回開催することを目標としました。結果として、6 自治会、15 各種団体の計 21 回で延べ 330 人の市民のみなさんと直接対話することができ、絆づくりを進めることができました。

米原っ子の「生きる力」を育む取り組みを推進します

★★★★★

【教育委員会】

「心豊かでたくましい米原のこども」を育てるため、「みんなで伊吹山に登ろう」「みんなでふるさとを描こう」「みんなで本を読もう」に取り組むことを目標としました。結果として、3 事業すべてに市内の 24 校園で取り組むことができました。「みんなで伊吹山に登ろう」では、地域性なども考慮して伊吹山だけでなく身近な山への登山にも取り組みました。



「みんなで本を読もう」の様子

体の元氣

学校給食における食育・地産地消により、子どもたちによりよい環境を提供します

★★★

【教育委員会】

新設の東部給食センターを食育推進の発信基地として、郷土料理の普及や地場農産物の活用などを含めた、総合的な食育推進を目標としました。結果として、親子料理教室を開催したほか、小学校の校外活動での利用や市民開放を行いました。学校給食における地場産物の利用は 6 月期では 20.9%でしたが、11 月期では 23.9%に高めました。



親子料理教室の様子

体育施設の整備により、社会を支える市民のまなびをサポートします

★★

【教育委員会】

体育施設の整備として山東グラウンドの用地確保を目標としました。結果として、グラウンド建設候補地を決定し、調査測量業務完了までの進捗よくなりました。既に地権者会議は開催しており、今後は実施設計と目標とした用地確保を早急に進めます。

若手新規就農者を育成・支援します



〔経済環境部〕

制度を新設して若手新規就農者の支援を始めることを目標としました。結果は、新規就農者が必要とする内容や情報について協議を行い、支援の制度設計をまとめるまでとなりました。具体的な支援については、平成 22 年度から開始します。

観光ガイドの育成強化により、「おもてなしの心」で米原を元気にします



〔経済環境部〕

観光ガイド育成強化のために、養成講座を 10 回開催することを目標としました。結果として、グループ別に 12～14 回の養成講座を行い 17 人が修了されました。また、そのうち 8 人の方に米原市ボランティアガイド協会へ入会いただきました。



北国協往還ガイド実習の様子

米原南工業団地への企業立地および社会基盤整備を促進します



〔都市整備部〕

米原南工業団地への立地企業を(株)S I L Cと決定し、土地売買契約書を締結しましたが、事業着手に向けた準備が整わないことから土地代金の支払期限を延長しました。また、貨物ターミナル駅やターミナル進入路の整備が促進されるよう、関係機関と協議調整を継続して行いました。

新たな行財政改革大綱と実施計画の策定に取り組みます



〔政策推進部〕

第 2 次の行財政改革大綱を策定しましたが、実施計画については未策定となりました。実施計画の策定は、第 1 次の 5 年間の成果を検証したうえで行う必要があるとの判断から、本年度上半期に策定します。

公共施設の見直しにより、市有財産を効率的に運用します



〔総務部〕

公共施設の総合的な再編計画に向けて、基礎調査を実施することを目標としました。結果として、現地調査や施設別カルテの作成による現状把握を業者に委託して行いました。この事業は平成 21 年度と 22 年度の 2 カ年度で実施しますが、業務委託の準備事務に日数がかかりスケジュールに遅れが生まれました。



庁舎を含め 158 施設のカルテを作成

「全国広報コンクール」入賞!!

自治体の広報誌やウェブページなどを表彰する「全国広報コンクール」の入賞作が発表され、伊吹山テレビで特集した「ふるさとの音～八幡神社太鼓踊りつげやっこ附奴振り～」が映像部門で 3 席（読売新聞社賞）に選ばれました。

これもひとえに、日頃から地域話題の提供や出演・取材に協力いただいている市民のみなさんのおかげです。

今後も地域の魅力を再発見し、市への愛着を深めていただけるような番組づくりに取り組んでいきますので、ご協力をお願いします。





米原市多文化共生社会実現に向けた 市民意識調査

結果報告 vol.1

「多文化共生社会」とは、国籍や文化、習慣などの違いに関わらず、お互いに認め合って対等な関係を築きながら、地域の構成員として共に生きていく社会のことです。

市では昨年度、外国籍市民に関する日本人側の意識や実態を把握するため「米原市多文化共生社会実現に向けた市民意識調査」を実施し、多文化共生社会の実現に向けた基礎資料の収集と分析を行いました。

今回の特集では、調査によって明らかになった外国籍市民に対する米原市民の意識や、外国籍市民との関わりの実態などについてお伝えします。

〔調査方法〕

▼調査・分析期間

平成21年7月～22年1月

▼調査対象 20歳以上の米原市民

4%を無作為抽出（性別・4地域別で層化）、サンプル数は1,316

▼有効回収数（回収率）

699票（53.1%）

今回の調査は、対象者の抽出、調査票の発送および回収は人権政策課が行い、その後の集計および分析は多文化共生研究会に委託して実施しました。

外国籍市民とのつきあい行動

①外国籍市民の割合と人権施策基本方針の認知度

米原市民の約58人に1人（調査時点）は外国籍市民であること、また、市の「人権施策基本方針」に、外国人の人権に関して記述してあることを、みなさんはご存知でしょうか。

調査の結果では、いずれの項目も全体的に認知度が低く、年齢が下がるにつれて外国人との接触の頻度が高い傾向にあるものの、特に若い世代ほど認知度が低くなっていることがわかりました。

【表1・表2】

【表1】年代別にみた外国籍市民の割合認知度

	知っていた	知らなかった
20～30代	4.7%	95.3%
40～50代	6.6%	93.4%
60代以上	11.4%	88.6%
合計	8.4%	91.6%

【表2】年代別にみた人権施策基本方針の認知度

	知っていた	知らなかった
20～30代	1.4%	98.6%
40～50代	8.8%	91.2%
60代以上	17.6%	82.4%
合計	11.2%	88.8%

【表3】日常生活における外国人との接触状況

	はい	いいえ
ほとんど見かけることはない	33.9%	66.1%
生活している地域で、外国人と顔を合わせることがよくある	53.4%	46.6%
学校で一緒に勉強したことがある	12.5%	87.5%
一緒に働いたことがある	29.5%	70.5%
友人としてつきあっている／つきあっていた	12.3%	87.7%
自分または家族や親せきが、日本に住んでいる外国人と結婚している	7.9%	92.1%

【表3・表4】

②日常生活における外国籍市民との接触

外国人とのつきあいは全体として低い傾向にあります。また、外国人と顔を合わせる機会については、各地域に居住する在日外国人数によって違いが見られました。学校で一緒に勉強をしたり、一緒に働いたり、友人として付き合ったりすることなどについては、地域による差はありませんでした。

③外国人についての考え方
 ここ10年、在日外国人の数は増加してきましたが、調査では外国人に対する意見、いわゆる日本の「外国人観」についても聞き取りを行いました。

【表5】

外国籍市民への
考え方と抵抗感

つまり、日常生活において外国籍市民を「見かける」機会があっても、「関わる」機会がきわめて少なく、日常生活で外国人と顔を合わせることが比較的多い山東地域の人々にとっても、つきあいや交流につながっていることは少ないようです。

【表4】「生活地域で外国人と顔を合わせる機会がよくある」の地域別集計

	はい	いいえ
米原地域	42.9%	57.1%
近江地域	51.4%	48.6%
山東地域	63.1%	36.9%
伊吹地域	57.3%	42.7%
合計	53.5%	46.5%

【表5】外国人に対する次の意見についての考え方

	そう思う	どちらかといえば そう思う	どちらかといえば そう思わない	そう思わない
日本に住んでいる外国人は、日本の文化やしきたりを守るべきだ	44.5%	42.5%	8.9%	4.1%
外国人という理由で大家が入居を断るのは良くないことだ	34.7%	40.2%	18.2%	6.9%
外国の言葉・文化・習慣を知る機会が増えるのは望ましいことだ	33.1%	48.9%	12.9%	5.1%
外国人が地域のお祭りなどの行事に参加するのは良いことだ	32.1%	52.3%	10.9%	4.6%
地域で外国人と交流できるのは、好ましいことだ	27.3%	50.8%	15.7%	6.2%
外国人が町内会や自治会に加わるのは良いことだ	24.1%	52.2%	18.8%	5.0%
考え方の違う外国人を日本社会に受け入れることはむずかしい	23.3%	41.4%	27.3%	8.0%
外国人もPTAなどの役員にどんどんなってゆくべきだ	19.1%	44.3%	27.9%	8.7%
外国人による日本の土地購入は良くないことだ	12.4%	27.9%	37.5%	22.2%
外国人と日本人の結婚が増えるのは良いことだ	10.4%	36.8%	39.0%	13.9%
政治的な迫害で難民となった外国人を積極的に受け入れた方が良い	9.9%	33.0%	41.0%	16.1%
多くの外国人が日本に永住することは良いことだ	9.2%	31.1%	43.6%	16.1%
外国人が多く入って来ることは、日本経済の発展につながる	9.1%	31.1%	42.0%	17.8%
日本に外国人が増えるのは好ましいことだ	5.9%	24.8%	48.9%	20.4%
職場の同僚に外国人が増えることは好ましいことだ	5.0%	27.8%	50.5%	16.7%
外国人の公務員を増やすべきだ	3.0%	18.0%	48.7%	30.3%
隣近所に外国人が増えることは好ましいことだ	2.6%	20.5%	51.3%	25.6%

しかし、分析を深めていくと、一緒に勉強したり働いたりした人や、友人付き合いをしている人の抵抗感は軽く、外国人とのつきあいや接触の有無が、外国人に対する意識に強い影響を与えていることがうかがえました。

④在日外国人との
接触状況と抵抗感

その結果、外国人との共生を望んでいる市民は多いものの、「郷に入れば郷に従え」式の、外国人が日本の文化や習慣に合わせることを望む傾向にありました。
 一方で、外国人が市民としての権利を行使することについては否定的でした。このことは、外国人が増加することで、自分たちの就業や生活が脅かされるかもしれないという不安の表れと言えるかもしれません。

調査では、「在日外国人と自分の子どもが結婚すること」、「在日外国人が自分の上司になること」、「在日外国人が自分の隣近所に住んでいること」に関する抵抗感についても聞き取りを行いました。
 単純集計では、結婚については約4.6割、職場の上司・隣に住むことについては約3割の人が抵抗感を持っていることがわかりました。

外国籍市民のための
活動に対する参加意欲

⑤ 在日外国人のための
活動に対する参加意欲

表6で明らかかなように、すべての項目について、参加したくない（参加したくない＋どちらかかといえれば参加したくない）との回答が過半数を占めました。

また、外国人と日本人の国際交流イベントや語学講座といった「体験参加型」の国際交流を望む市民は多いものの、「ボランティア型」の交流を望む人は少ないことがわかりました。

【表6】

⑥ 外国人の人権と
必要な施策への意識

行政が行う外国人のための施策には肯定的な態度を持つ市民が多いことがわかりました。

ただし、地方参政権や行政への参画推進についてはもつとも否定的な回答が多く、約4.5割の人が重要でないと考えているようです。

【表7】



【表6】 在日外国人のための活動への参加意識

	参加したい	どちらかといえば、 参加したい	どちらかといえば、 参加したくない	参加したくない
日本人と外国人が交流するイベント	6.0%	38.8%	37.5%	17.7%
多文化共生について学ぶための講演会や学習会	5.9%	36.0%	38.5%	19.6%
外国人とコミュニケーションできるようになるための、 外国語講座の受講	4.9%	28.4%	35.7%	30.9%
外国人を対象とした日本語教室でのボランティア	4.0%	24.0%	46.7%	25.3%
外国人のホームステイ受け入れ	4.0%	17.3%	47.4%	31.2%
生活に困っている在日外国人のための支援	3.1%	29.2%	46.1%	21.6%
通訳や翻訳	1.9%	15.1%	44.8%	38.2%

【表7】 外国人の人権を守るために重要な施策についての意識

	重要である	どちらかといえば、 重要である	どちらかといえば、 重要ではない	重要ではない
外国籍児童生徒を対象とした日本語教育や母語保持教育 を推進する	24.1%	53.4%	18.1%	4.3%
在日外国人のための相談・支援体制を充実する	23.5%	52.9%	18.6%	4.9%
全校児童生徒を対象とした国際理解教育を推進する	21.2%	56.8%	17.3%	4.6%
安心して就労できる環境を整備する	20.3%	57.1%	18.3%	4.3%
日常生活に必要な情報を外国語で提供する	19.8%	51.5%	22.2%	6.5%
在日外国人の子どもたちの就学を支援する	19.4%	54.4%	20.6%	5.6%
在日外国人に対する社会的諸制度の格差を是正する	16.5%	56.6%	20.7%	6.1%
国際理解のための講座、交流イベントを開催する	13.1%	54.5%	26.5%	5.9%
地方参政権や行政への参画を推進する	9.6%	45.0%	36.1%	9.4%

さらに、外国人とのつきあい行動が、やはり施策に対する意識に影響を与えていることもわかりました。特に、「子どもたちの就学支援」・「相談・支援体制の充実」・「就労環境の整備」・「国際理解教育の推進」の4項目については、つきあいがある場合の方が「重要である」に比べて、より「重要である」と回答する傾向にありました。

このことは、実際に外国人とつきあってみて初めて、「相談・支援」・「教育」・「就労」の問題が在日外国人にとっていかに重要であるかを感じている結果と言えるでしょう。

「課題と提言」について
来月号で継続特集します！

今回の市民意識調査の結果で明らかとなった点を踏まえ、市が外国籍市民に対する効果的な人権施策を推進するために取り組むべき課題と提言について、引き続き7月15号でお知らせします。

お問い合わせ

総務部 人権政策課（米原庁舎）
☎ 521-6629 ☎ 521-4539



集落点検結果

地域と行政が共有

過疎高齢化する集落の持続的発展を支えるために制定した「水源の里まいばら元気みらい条例」。

その規定に基づく重点施策対象地域に指定されている伊吹地域北部8集落(甲津原・曲谷・甲賀・吉槻・上板並・下板並・大久保・小泉)で、1月から2月にかけて「集落点検」を実施しました。

集落点検は、集落の生活実態を把握するために、各集落および東草野まちづくり懇話会・姉川せせらぎ懇話会との連携・協力のもと、指定地域内の全戸アンケートや区長をはじめとする集落関係者への聞き取りにより実施しました。

聞き取り調査においては、各課等から選任した27名の集落支援職員と、集落と行政の連携をサポートする集落支援員が手分けして、集落の代表者などの方々とともに、

耕作放棄地や空き民家などを地図に落とし集落点検マップも作成しました。

アンケート等の結果、草刈や除雪、介護、鳥獣被害による耕作意欲の低下など生活に不安や不便を感じる実態が明らかになりました。

一方、美しい自然や伝統文化を大切に引き継いできたこの地域をこれからも守りたいとの回答が多く、地域への誇りや愛着などの意識が高いという実態も明らかになりました。

この実態を地域と行政が共有し、地域の問題や課題に対応する解決策の参考とするため、集落ごとに



▶集落点検マップ作成の様子

「集落点検結果報告会」を5月に開催し、区民のみなさんと意見交換を行いました。

5月19日、曲谷集会所を会場に行った報告会では、農地保全、移住や定住対策など条例に基づく行政施策の展開に期待が寄せられるとともに、「結果は住民一人ひとりでは思っていたことだが、これまで集落で共有するような話し合いをしてこなかった」と、集落内で課題や将来像を共有する重要性を述べられました。

集落点検結果をもとに、地域での話し合いの活性化を図るとともに、今後の施策の展開を、地域と行政が一体となって推進していきます。



活動しぽ

姉川せせらぎ懇話会

5月22日(土)、地域の食文化のひとつ「こんにやく作り」を次世代に引き継ぐために、こんにやく芋の植え付けが、上板並から小泉の区民を対象に行われました。

植え付け指導は、地域でこんにやく芋栽培、こんにやく作りをされている柏さんです。

参加されたみなさんは、「自分で育てた芋で作るこんにやくが楽しみだわ」と丁寧に植え付けられていました。

主催した懇話会の長谷副会長は「区民が参加する活動を通じ、懇話会の活動を広げていきたい」と話されていました。



お問い合わせ

水源の里振興室(伊吹庁舎)

☎ 58-11121 FAX 58-11630

「地域情報化計画」を

策定しました

— 情報通信技術をすべての市民のために —

本格的な情報社会の到来に向け、市の将来像である「自然きらめきひと・まち」ときめく交流のまち」を、情報通信技術を活用して実現するために、平成20年度から「地域情報化計画」策定の準備を進めてきました。

そして、市職員によるプロジェクトチームで調査・検討した内容や、市民アンケートなどの結果をもとに、市民代表・学識経験者で構成される検討委員会で協議していただき、平成22年3月に策定しました。

この計画では、これまでの市の情報化施策や地域情報化の現状を振り返り、市民サービスの根幹である防災・防犯面の強化を図ること、自然環境、経費、セキュリティに配慮して快適な行政サービスを提供すること

と、地域コミュニティを活性化することを目的としました。

計画の実施期間は、平成26年度までの5年間で、「情報通信技術を活用した安心安全なまちづくり」「環境に配慮し、低コストでセキュリティの高い快適な行政サービスの提供」「活気あるまちづくりのための情報通信技術を活用したサービスの提供」を基本方針に情報化を推進します。

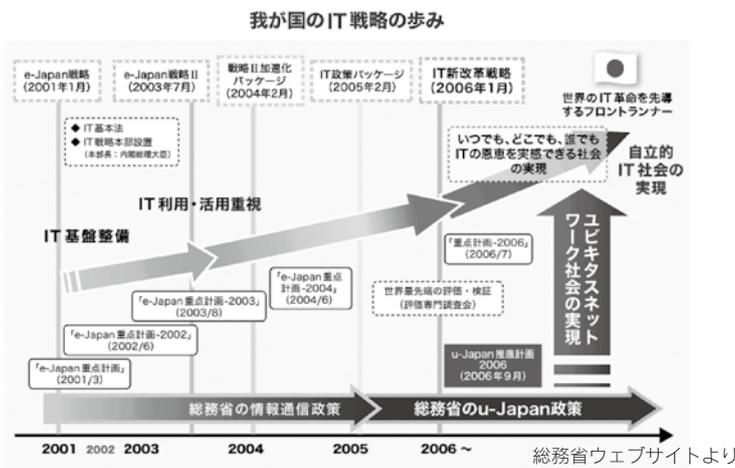


市民アンケート

さらに加速する日本の情報化

世界的な高度情報化に対応するため、日本でも情報化が急速に進行し、ICT技術が日常生活に必要不可欠なものになりました。

国においても、「簡単な使い方、公平に、必要な情報を必要ときに、安全・安心に利用でき、暮らしの豊かさや、人と人とのつながりを実感できる社会」を2015年までに実現するため、左の図のような様々な取り組みが進められています。



暮らしがどう変わるの??

地域情報化計画では、次のようなことを検討し、よりよいまちづくりを目指していきます。

▶ 災害に強いまちづくり

より迅速で確実な災害情報の収集・周知体制の整備

・ 災害時要援護者情報システムの導入など、災害時の安全確保の体制整備

▶ 健やかに暮らせるまちづくり

行政放送「伊吹山テレビ」やウェブサイトを活用した健康情報発信の充実

・ 健診受付システムや障がい者自立支援システムの導入など、各種サービスの効率化と質の向上

▶ 便利で快適、活力あるまちづくり

パソコンや携帯電話などからの電子申請システムの導入

・ コンビニエンスストアやATMなどから納付できる仕組みの導入

・ 市民同士で情報の共有・交換ができる環境整備

など

計画の詳細は、市の公式ウェブサイトまたは、市役所各庁舎と図書館の「市政情報プラザ」でご覧いただけます。

耳よりトピックス ①

ルッチプラザ2階に 「公衆無線 LAN スポット」 を設置じまじだ



ルッチプラザの2階では、「情報コーナー」としてインターネットに接続したパソコンを常設し、施設を利用されるみなさんにご利用いただいています。

このたび、新たに公衆無線 LAN スポットを整備し、通信機能を持った情報端末からも、自由にインターネットが使えるようになりました。

図書館での調べものの合い間や、レストランでのコーヒーブレイクに、お手持ちのパソコンでインターネットを楽しんでみてはいかがでしょうか？

*ご利用いただくには、現地での簡単な通信設定が必要です。
*このサービスは無料ですが、インターネット上の有料サービスは利用者の負担になります。
*電波状態により、ご利用いただけない区域があります。

耳よりトピックス ②

「メール配信システム」を ご利用ください！



市民のみなさんの安全を守るため、また暮らしに必要な情報を迅速にお伝えするため、市では「メール配信サービス」を導入しています。

災害情報、不審者情報、子育て支援情報をはじめ健診情報やイベント情報など、あらかじめ登録いただいた分野の情報をお手持ちの携帯電話やパソコンにメールで送信するものです。

※登録・利用は無料ですが、登録やメール送受信などにかかる通信料・パケット料金は利用者本人の負担となります。

登録方法

携帯電話の場合 (パソコンからのメールを受け取れない設定にしている場合は受信可能にしてください。)

- ①QRコード対応機種をお持ちの方は、右のバーコードを読み取ってください。
- ②「メール送信」画面が開きますので、何も入力せずにそのまま送信ボタンを押してください。
※QRコード未対応機種の場合は、携帯電話から米原市公式ウェブサイトへアクセスのうえ、「メール配信登録」をクリックすると「メール送信画面」が開きます。
- ③メール送信後、改めて登録用 URL が記入されたメールが送信されますので、この URL をクリックして、画面にしたがって登録を行ってください。

パソコンの場合

- ①米原市公式ウェブサイトへアクセスして、「まちでの暮らし」→「生活ガイド」→「メール配信システム」をクリックしてください。
- ②画面に表示される登録方法に従って操作を進めてください。

*携帯電話・パソコンとも登録情報は SSL 暗号化通信により保護していますので、安心してご利用ください。

*米原市公式ウェブサイト <http://www.city.maibara.lg.jp/>

耳よりトピックス ③

「地デジ化」に向けた 準備はお済みですか？



2011年7月24日までに、アナログ放送が終了し、地上デジタル放送へ移行します。

それ以降、アナログテレビについては、地上デジタルチューナーなどを取り付けなければ視聴できなくなります。お早めにご準備ください。デジタル放送に関するお問い合わせは

滋賀県テレビ受信者支援センター
デジサポ滋賀
お問い合わせは
☎077-503-0101

出前講座もご利用ください！

メール配信システムの利用方法や、地デジ化に向けた対策方法など、職員がお伺いして、わかりやすく説明します。

お問い合わせ

政策秘書課(米原庁舎)
☎52-6627 ☎52-5195

65歳以上の公的年金の受給者で 市県民税を納税されているみなさんへ



次の方は、今年度から新たに市県民税が
公的年金からの引き落とし（特別徴収制度）になります。

- ①昭和19年4月3日～昭和20年4月2日生まれの方
- ②昭和19年4月2日以前生まれの方で、昨年度、公的年金からの引き落としができなかった方（または途中で公的年金からの引き落としが中止となった方）

「特別徴収制度」とは…

この制度は、公的年金を支給する年金保険者が市県民税を公的年金から引き落としして市へ直接納入する制度で、昨年度から実施しています。納税方法を公的年金からの引き落としに変更するもので、この制度によって新たな税負担が生じるものではありません。

引き落としの対象者

対象者は、4月1日現在、65歳以上の公的年金の受給者のうち市県民税の納税義務のある方です。ただし、「介護保険料が公的年金から引き落としされていない方」、「引き落とされる市県民税額が老齢基礎年金等の額を超える方」などは対象外です。

引き落としの対象となる公的年金

老齢基礎年金または昭和60年以前の制度による老齢年金、退職年金などです。障害年金および遺族年金などの非課税の公的年金からは、市県民税の引き落としはされません。

引き落としされる市県民税額は…

公的年金所得の金額から計算した市県民税のみです。それ以外の給与所得や事業所得などの金額から計算した市県民税額は、給与からの引き落とし、または納付書や口座振替で納めていただきます。

* 公的年金所得以外に給与所得があり、別途給与からの特別徴収をされている方は、公的年金所得以外の所得に係る税額については給与から特別徴収できます。ただし、公的年金所得に係る税額については、給与からの特別徴収はできません。

引き落としが中止になる場合は…

引き落とし開始後、市外への転出、税額の変更、公的年金の支給停止などが発生した場合は、引き落としが中止となり、納付書（口座振替の方は口座振替）で納めていただくこととなります。

納め方の例

所得が公的年金のみで、開始初年度分の市県民税の年税額が6万円、次年度分（2年目以降）の市県民税の年税額が6万円とした場合

▼特別徴収を新たに開始する年度の徴収方法

月	納付書・口座振替で納める (普通徴収)		公的年金から引き落とし (特別徴収)		
	6月	8月	10月	12月	2月
税額	1万 5千円	1万 5千円	1万円	1万円	1万円
算出方法	1/4	1/4	1/6	1/6	1/6

8月までは、年税額の1/4ずつをこれまでどおり納付書または口座振替で納付。10月以降は、年税額の1/6ずつを公的年金から引き落とします。（初年度の公的年金所得分税額の1/2については必ず普通徴収となります。）

▼特別徴収が2年目以降の徴収方法

月	公的年金から引き落とし (特別徴収)					
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円
算出方法	前年度2月と同じ額			年税額から4・6・8月の税額を差し引いた残りの1/3ずつ		

8月までは、前年度の2月の税額と同額を公的年金から引き落とします。10月以降は、年税額から4月・6月・8月の税額を差し引いた残りの税額を公的年金から引き落とします。

65歳未満の方へ 制度改正のおしらせ



前年度までは、65歳未満の方は公的年金所得と給与所得に係る市県民税をあわせて給与からの特別徴収で納めていただくことはできませんでした。しかし、6月から、公的年金所得に係る税額も、給与から特別徴収できるよう制度が改正されました。

この改正で、給与所得と年金所得のある方は、公的年金に係る税額も基本的には、給与から特別徴収により納めていただくこととなります。

手続きが必要です！ 福祉医療(乳幼児以外)の更新申請

現在お持ちの福祉医療費受給券(乳幼児以外)などは、8月1日から新しい受給券になります。受給券の交付を受けていて、8月1日以降も引き続き医療費助成を受けるためには、更新の手続きが必要です。

手続きに必要な書類は、6月下旬に郵送します。更新申請書を提出いただいた後、所得審査等を行い、該当する人には7月下旬に受給券を郵送します。

更新申請書の提出がない場合、新しい受給券を受け取ることができませんので、ご注意ください。申請方法など詳しくは担当までお問い合わせください。



市の医療費助成制度一覧

- * 「☆」印は、助成対象者本人、配偶者および扶養義務者に所得制限があり、申請手続きが必要な項目です。
- * 米原市で所得が把握できない場合は、前住所地などでの課税証明書が必要です。

項目	対象となる方	
乳幼児	0歳から小学校入学前までの方	
小中学生入院医療費助成	市内に住所を有する小中学生の方(受給券の交付はしていません)	
重度心身障がい者(児)	☆	・身体障害者手帳1・2級の方 ・知的障がい重度の方 ・身体障害者手帳3級の方で知的障がい中度の方 ・特別児童扶養手当対象児童で障がいの程度が1級の方
低所得老人	☆	市民税非課税世帯に属する65～69歳の方
母子家庭	☆	配偶者のない女子が、18歳未満の児童を現に扶養しているときの母と児童
父子家庭	☆	配偶者のない男子が、18歳未満の児童を現に扶養しているときの父と児童
ひとり暮らし寡婦	☆	配偶者のない女子であって、かつて母子家庭の母で、一人暮らしの状態が1年以上継続し、今後もその状態が継続する65歳未満の方
ひとり暮らし高齢寡婦	☆	65～69歳の方であって、ひとり暮らし寡婦に該当する方
重度精神障がい者(児)	☆	精神障害者保健福祉手帳1・2級で、自立支援医療(精神通院医療)の受給者の方
重度心身障がい老人	☆	後期高齢者医療保険加入者であって、重度心身障がい者に該当する方
重度精神障がい老人	☆	後期高齢者医療保険加入者であって、重度精神障がい者に該当する方
心身障がい者医療費助成	☆	米原市に居住して1年を経過している方 身体障害者手帳3級、または知的障がい中度・軽度の70歳未満の方(後期高齢者医療保険加入者を除く)
精神障がい者入院医療費助成	☆	精神障害者保健福祉手帳1、2級に該当の方で精神科に入院加療中の方

お問い合わせ 市民部 保険課(近江庁舎) ☎ 52-6922 FAX 52-8730

工事の
お知らせ

米原駅西口 駅前広場の整備について

6月21日(月)から、西口駅前広場の水路切替工事を予定しています。送迎の車などで混雑が予想されますので、ご利用の際は気をつけてください。

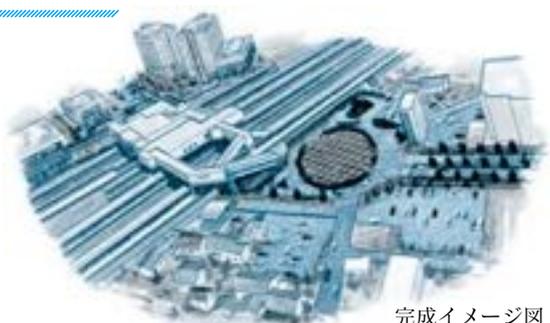
工事期間中も、米原駅西口、エレベーター、エスカレーターはご利用いただけます。

工事
期間

6月21日(月)から8月20日(金)

* 工事の都合により期間が変更になる場合があります。

完成イメージ図



お問い合わせ 土木部 米原駅周辺整備課(米原庁舎) ☎ 52-6628 FAX 52-5195

健康きらり

高齢者だからといって、
つづける運動を

柏原 梶 道信 さん(78歳)

「健康きらり」では、健康で明るく元気にくらすための情報を紹介しています。

私は、以前から健康づくりに取り組んでいました。がんばるヘルシー集落柏原区事業において作成された「マイヘルシート」で自分の目標を立て、その目標を達成するために4つの具体的な内容を決めました。

- ①準備体操⇨自転車こぎか、ベルトコンベヤーでの歩行
 - ②ストレッチ⇨床マット上で筋肉を伸ばす柔軟体操
 - ③筋力トレーニング⇨減量、筋力回復などの目標に同じ、指導員と考えた体操メニュー
 - ④先の①と②を繰り返して終了
- この①から④までを1回約90分で週2回実行しました。

担当保健師から一言

がんばるヘルシー集落事業を柏原区で2年間実施しました。この事業は、柏原区の健康課題をアンケート調査や健診データ等の分析から明らかにし、柏原区で実施されている運動会や健康まつり等にウォーキング教室や料理教室、介護予防教室等の新規事業を組み合わせ、自治会ぐるみで健康づくりに取り組んだ新しい事業です。

自分で健康についての目標を立て、達成度を確認していく「マイヘルシート」を作成しました。梶さんは、このシートを活用され、具体的な健康づくり目標を立て、実行されました。

区事業のウォーキング教室や介護予防教室、もちろん健康診断と説明会にも参加しました。

私の場合、「マイヘルシート」を活用しながら運動を続けた結果、持病だと諦めていた腰痛が解消。血中脂質の異常発生は減量により4カ月で正常化。加えてメニエール病の影響で不安定だった平衡感覚や脈拍数も安定してくるなどの成果を得ることができ、体調に関心と自信を持てるようになりました。

今は地元での歩楽るん教室へも通っています。



お問い合わせ 健康福祉部 健康づくり課 (山東庁舎) ☎ 55-8105 ㊟ 55-2406

在宅長寿のヒケツ

気をつけよう!! 低栄養

豊かになった現代、栄養不足になることはないと思われていますか？

偏った食事の摂り方によって、栄養の足りない状態・低栄養になる人が少なくありません。低栄養とは「たんぱく質」と「エネルギー」の摂取が不足している状態のことをいいます。低栄養になると、血中のアルブミン(たんぱく質の一種)の値が低くなり、まず体重の減少として現れます。このような状態になると体の老化が加速します。

人は誰でも、年をとるにつれて身体の機能が衰えてきます。例えば内蔵の消化吸収能力が低下したり、噛む力や飲み込む力が衰えてきたりします。

噛む力が弱くなると噛み砕くための筋肉や飲み込む力が衰えます。その結果食べる量が減ったり、食べるものが偏ったりなど、低栄養の状態を招くこととなります。

栄養が不足している低栄養状態は筋力の低下、転倒や骨折、疾病などにつながり、寝たきりの原因になります。

生活習慣病の予防も大切ですが、コレステロールやエネルギーの摂取過剰を気にするあまり、野菜や魚介に偏る食事は逆効果となります。「たくさん」「まんべんなく」さまざまな食品群を摂り入れることが寝たきり予防につながります。



主食	ごはん パン 麺類 など	体を動かすエネルギー源。毎食ごとに食べるのが理想ですが、1日のエネルギーを補給する朝食には必ず食べましょう。
副菜	野菜 きのこ 海藻料理	日常の食生活では、野菜が不足しがちです。意識的に毎食十分な量をとりましょう。
主菜	肉・魚・卵 大豆料理	体を作るもとになります。揚げ物など油の多い料理の時には食べすぎに気をつけましょう。
牛乳・乳製品	牛乳 チーズ ヨーグルト など	牛乳であれば毎日コップ1杯を目安にとりましょう。
果物	りんご みかん バナナ など	体の調子をととのえます。おやつ代わりに食べることがおすすですが、食べすぎに気をつけましょう。

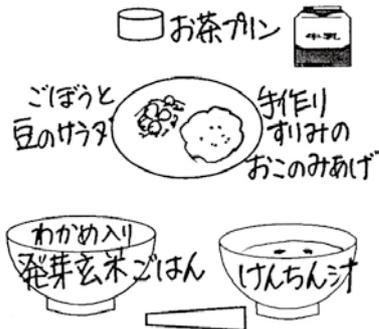
お問い合わせ 健康福祉部 福祉支援局 (山東庁舎) ☎ 55-8110 ㊟ 55-8130

まいばらんす 給食レシピ



バランスのとれた食生活を送れていますか？給食の献立を参考に、ご家庭での食事を見直してみてください。

5月12日の給食



栄養士からのワンポイントアドバイス

すり身の中にキャベツや、たこ、えび、紅ショウガが入るので、お好み焼き風の味になります。米原市オリジナルの人気のすりみあげで、野菜や魚介類も入りバランスの良い一品です。

手作りすりみの おこのみあげ

お試し
メニュー



材料(4人分)

たらすりみ	150g	片栗粉	小さじ1
キャベツ	100g	酒	小さじ1
たこ	50g	みりん	小さじ1
桜えび	10g	植物油	適量
紅しょうが	6g		

作り方

- ①キャベツは粗みじん、たこは小さめの小口切りにする。
- ②ボールに全材料を入れ混ぜて、小判型にする。
- ③揚げ油の温度は、やや低めの170度で色よく揚げる。

6月は食育月間

「食育」の基本は家庭。家族と一緒に食べる食事はよりおいしく感じられ、子どもの身心の健やかな成長の基礎となります。食育を通して、親子の絆を深めましょう。



毎月19日は「食育の日」

もしものための まめ知識

いがいと 多い 梅雨時の火災

プラグ周辺に溜まったホコリに湿気が付着する事で、プラグの刃の両極間で微小な放電（ショート）が繰り返され、発熱し、最悪のケースは火災に至ります。

これが、「トラッキング火災」です。

トラッキング火災は、湿度が高い梅雨時に多い火災原因のひとつとされています。



長時間コンセントにプラグを差し込んだままになっていることが多い冷蔵庫、洗濯機のホコリを取り除くとともに、家電製品の防災診断もチェックしてみましょう。

キッチンの調理器具のまわり

- ガスホースが老朽化していませんか
- 使用しないガス栓にキャップをしていますか
- コンロは壁から離して置いていますか
- コンロのまわりに可燃物はありませんか

電気器具や配線について

- 破損・故障している器具を使用していませんか
- アイロンやドライヤーの使用後は、プラグを抜いていますか
- コードが切れかけたり、差込口が破損したりしているような電気器具を使用していませんか
- たこ足配線をしていませんか

家庭内での防災への備え

- 避難経路を整理整頓して確保していますか
- 消火器などを備え、使用できますか
- 住宅用火災警報器を設置していますか

お問い合わせ 市民部 市民安全課（近江庁舎）
☎ 52-6630 ☎ 52-6939

おしゃれで、Happy 2nd Life おしゃれなアクティブシニアのしゃべり場 (5月19日)

「おしゃれするには、勇気も必要ですよ」との
プロデザイナー藤本美智子さん。

この日、おしゃれなセカンドライフを楽しもう
と考える11名の参加者が藤本さんを交えて、意
見や情報を交換しあう“おしゃれなアクティブシ
ニアのしゃべり場”がルッチプラザ2階「粗！一
寸」で開催されました。

この講座が開催されたアクティブシニアのたま
り場は、定年退職後のセカンドライフを、同じ趣
味をもつ仲間と楽しもうと考える方などが集う場
所です。今後いろいろな趣味をテーマとした講
座が開催されます。



やってみよう!ニュースポーツ スポーツ推進員研修会 (5月22日)

米原市体育指導委員協議会が、気軽にできる
ニュースポーツを地域のスポーツ推進員に紹介
し、自治会で取り組んでもらおうと、地域ごとに
研修会を開催しています。

この日は、伊吹地域のスポーツ推進員を対象に、
春照小学校体育館で、カーリングのような「ユニ
カール」、1チーム6枚の円盤を投げ、どちらが
ポイントに近づいているかを競う「ディスコン」、
同じように砂入りボールを投げる「ペタンク」、
そしてドッチビーが行われました。

参加した推進員は、「ルールも簡単で、子ども
と大人と一緒にできるところがいいね」と楽しん
でおられました。



米原市長
泉 峰一

今年も、お花畑の開花や山頂付近に生息するヒメボ
ルが見られる季節が近づいてきました。今年是非、幻
と言われるヒメボタルに出逢うため、夜間登山に挑戦し
たいと思っているところです。市民のみなさんも気軽に
訪れていただき、米原市の貴重な財産である伊吹山を肌
身感じてみてはいかがでしょうか？

(6月1日記)

市長
エッセイ
みね日和
びより

伊吹山は、日本百名山のひとつに数えられる日本を代
表する山であり、「日本武尊(ヤマトタケルノミコト)」
の伝説や貴重な動植物の宝庫であるなど、その素晴らし
さは、今さら説明するまでもありません。ただ最近
は、スキー場の営業休止およびゴンドラの運行休止で、以
前のような賑わいが残念です。

一方、最近では、上野の登山道から歩いて登山される
方が増えてきました。避難小屋も整備され、見通しも良
く安全なため、初心者にも登りやすいことが人気なので
しょう。あまり知られていないと思いますが、この登山
道は頂上まで「県道伊吹山上野線」という県内でも珍
しい県道であり、滋賀県とも協力して、これからも安全
で登りやすく、きれいな伊吹山を市民みんなですり育て
ていきたいと思います。

米原歴史中心街道

米原市の歴史・文化財を歩く ⑬

別
シリーズ



京極氏と浅井三姉妹物語 其の一

— 京極氏と米原 —

来年の大河ドラマ「江 姫たちの戦国」は、浅井三姉妹の三女・江を主人公として、戦国を生き抜いた女性たちが「平和な時代」の礎を築いたストーリーだそう。三姉妹が幼年期をすごした場所は小谷城ですが、二女の初は、米原市を拠点にした京極氏の高次と結婚し、夫婦そろって戦国の時代を駆け抜けていきました。『米原歴史街道』では、今回から米原市ゆかりの京極氏の歴史と浅井三姉妹について紹介していきます。

京極家の発祥

鎌倉時代の承久三年（一二二二）、後鳥羽上皇が執権北条義時を打倒しようとした企て（承久の乱）が失敗し、上皇方の近江守護佐々木広綱が首を切られ、北条方についた弟信綱が佐々木本家と守護職を継ぎました。守護はい

までいうと県知事のような存在です。

これが京極氏発祥の発端です。信綱には長男重綱を筆頭に高信・泰綱・氏信の四人の息子がいました。仁治二年（一二四二）、信綱の跡を継いだのは三男の泰綱です。泰綱の母が北条義時の養女であったことから、小脇（東近江市）の佐々木本邸と京都六角東洞院の館、愛知川以南六郡（滋賀・栗太・甲賀・野洲・蒲生・神崎）の地頭職を与えられ「佐々木六角氏」を名乗ります。

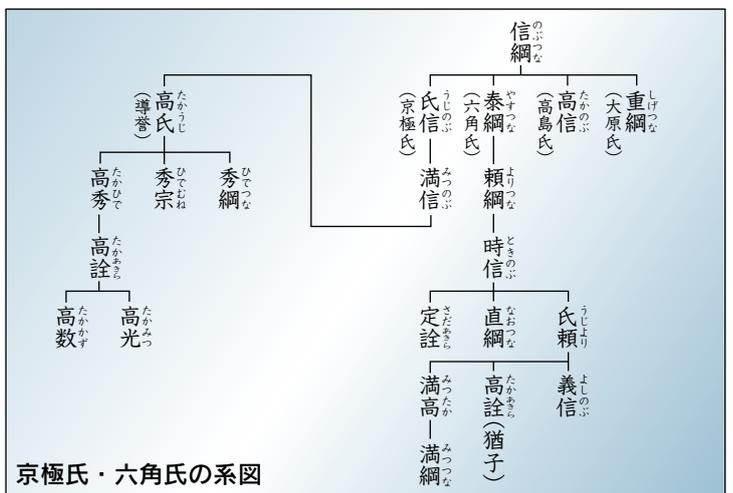
近江源氏佐々木家はこの信綱の息子たちの代に大きな面目を迎えます。ほかの三人の息子も一家を起して近江国内に割拠し、幕府と特殊な結びつきをもつことになったからです。長男重綱は、大原荘（旧伊吹町南部・旧山東町大原学区）に住み、大原氏を名乗ります。高信は高島郡田中荘を領して高島氏を称し、氏信は「京極氏」を名乗り大原・田中荘愛知川以北六郡（愛知・犬上・坂田・浅井・伊香・高島）を領します。

同族による六角氏包囲網

大原・高島・京極の三家は、普段から京都において（在京人）、京都における幕府軍（六波羅探題）の構成員になります。在京人制度は、承久の乱で京都周辺の守護の大半が上皇方についた苦い教訓をもとに始められたもので、守護をけん制するためのものといわれています。近江においては、佐々木氏の三家を幕府が直接把握することによって、守護六角氏を包囲するという体制がとられました。以後、中世を通じて近江守護六角氏は、京極氏を筆頭に同族の三家に発展を阻まれ続けることとなります。

京極氏信は、柏原荘の佐々木氏別邸と京都京極高辻の館を与えられ、領国の北近江では、伊吹山中腹に太平寺城（霞ヶ城）を築いたといわれています。氏信の母も北条氏の養女であったことから、裁判や政務を取り扱う評定衆や訴訟審理にあたる引付衆といった幕府の要職を歴任します。氏信が建立し、のち葬られた寺院は、その法名をとって清滝寺と呼ばれ京極氏の菩提寺になります。

のちに佐々木本家六角氏をしのぐことになる京極氏。米原市を拠点にその足場を固めたのが初代氏信なのです。（歴史・文化財保護室）



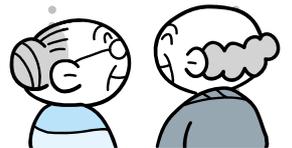
京極氏・六角氏の系図



▲ 清滝を望む

高齢者と介護者の人権について考える

高齢者と介護者の人権について考える



わが国の高齢化は急速に進んでおり、2015年(平成27年)には、4人に1人が高齢者(65歳以上の方)になると予測されています。

高齢になると、身体的な機能や能力の低下から介護を必要とする人も多くなってきました。

近年では、高齢化に伴う、介護施設と人員の不足、高齢者を狙った振り込め詐欺や悪質商法など、様々な事件や問題が起っています。

高齢者を虐待から守るために



高齢者への虐待は高齢社会の大きな問題の一つです。近年では、心身の機能が低下してきた高齢者に対して、身体的な暴力、言葉の暴力や無視、日常生活の世話や介護の拒否、財産の不当な処分や年金を渡さないなどの虐待が行われており深刻化しています。

このような虐待から高齢者の人権を守るために、2006年(平成18

年)4月に「高齢者虐待防止法」が施行されました。

この法律により、高齢者への虐待の防止と発見者の通報義務などが定められるようになりました。

高齢者の人権を保障するために



介護施設などでは、高齢者が徘徊して怪我をしないように、ベルトで車いすに固定したり、ベッドを柵で囲んだり、鍵をかけて部屋から出ないようにしていたことがありました。こうした行動の制限は、高齢者の人権を無視したもので、決して許されるものではありません。

また、近年大きな社会問題となっている「振り込め詐欺」は判断能力の衰えた高齢者を狙った卑劣な犯罪です。

高齢者のみなさんが人間としての尊厳を保ち、豊かな人生を送るためには、周りの人たちの理解と配慮が何よりも大切となります。

介護者の人権を保障するために



介護者の人権についても、考えていかなければなりません。

介護は長期間にわたることが多いために、精神的、身体的に追い込まれ、介護疲れを起こす人も少なくありません。そのため、介護疲れのため命を落とすという痛ましい事件も後を絶ちません。

介護者が介護疲れを起こさないためには、家族や親せき、地域などで介護者を支え合うことが何よりも大切です。

介護者が気持ちや時間にゆとりを持つことは、介護される人の意思を尊重するために必要不可欠であり、介護者の人権が保障されることは、介護される人の尊厳を守ることに繋がります。

これからの高齢社会に向けて



私たちは、人として幸福に生きる権利を持っています。それは、子どもでも高齢者でも変わることのない不変の権利です。

これからの高齢社会に向けて、私たちは、まず、高齢者一人ひとりが多様な個性をもち、健康状態や生活状態も様々であることを認識することが重要です。

そして、多くの高齢者のみなさんが「生涯現役」でありたいと願っている思いを大切に、生涯を通して学習や活動できる地域にしていかなければなりません。

高齢者の人権を尊重し、世代を超えて理解し合うとともに、地域で高齢者のみなさんがいきいきと活動できるような社会を実現していくことが大切です。



お問い合わせ

総務部 人権政策課(米原庁舎)
TEL 521-6629 FAX 521-4539



作品を募集しています！
第5回 米原市芸術展覧会

美術部門（絵画・彫刻・工芸・書・写真）

テーマは設けません。高校生以上が出品できます。絵画の部のみ、9月26日(日)14時から醒井水の宿駅で「公開審査」を行います。

搬入 日時：9月24日(金) 10時～18時
9月25日(土) 10時～18時
場所：醒井水の宿駅

作詞作曲部門

「ふるさと」をテーマに作品を募集します。小学生以上が出品できます。

締切 期日：9月3日(金)
場所：生涯学習課（ルッチプラザ内）

- 出品料 1点につき500円
- 申込書配布場所 各公民館・各庁舎・ルッチプラザ・ジョイいぶき・山東B&G海洋センターほか
- その他 応募は未発表の作品に限ります。

第5回 米原市芸術展覧会 会期

絵画・写真 10月19日(火)～24日(日)
書・彫刻・工芸 10月26日(火)～31日(日)
会場：醒井水の宿駅
巡回展 11月12日(金)～21日(日)
会場：ルッチプラザ

問 市教委 生涯学習課（ルッチプラザ内）
☎ 55 - 8106 FAX 55 - 4556

**あわない・起こさない
シルバー無事故運動参加団体募集！**

無事故運動に参加して、高齢者の交通事故防止に取り組みましょう。

- 参加対象 県内在住の65歳以上の高齢者による5人1組のチーム（3人以上は65歳以上であること）
 - 募集期間 6月14日(月)～6月30日(水)
 - 運動期間 7月1日(木)～10月31日(日)
- 問・申** 市 市民安全課（近江庁舎）
☎ 52 - 6630 FAX 52 - 6930

**山東 B&G 海洋センタープール
利用時間のお知らせ**

山東 B&G 海洋センターのプールは、6月1日に温水プールとしてリニューアルし、1年を通してご利用いただけます。教室受講生も募集しています。

	4～6月・10～3月	7～9月
午前の部	10時～12時30分	9時～12時30分
午後の部	13時30分～17時	13時30分～17時
夜間の部	18時～20時	18時～21時

*料 金 大人200円・小人100円
*休館日 木曜日、10/1～7、年末年始
問 山東 B&G 海洋センター ☎・FAX 57 - 1414

**県立視覚障害者センター出前教室
「音楽療法～癒しの響き～」参加者募集**

歌詞をイメージしながら思い出の曲を歌ったり、リズムに合わせて手を動かしたりする、音楽療法を開催します。

見えにくい・見えないことで、外出をためらっていらっしゃる方は、お気軽にご参加ください。米原市視覚障害者福祉協会のみなさんがアドバイスをしてくれます。参加は無料です。

- 日 時 7月22日(木) 13時30分～16時
- 会 場 山東公民館
- 対 象 市内の視覚に障がいのある人とそのご家族、民生委員、ボランティアに関心のある人など
- 締 切 7月9日(金)



問・申 米原市視覚障害者福祉協会 ☎ 54 - 0528
滋賀県立視覚障害者センター ☎ 0749 - 22 - 7901

子ども手当受給者のみなさんへ ～現況届をお忘れなく～

先日、子ども手当を受給された方のうち、児童手当から子ども手当へ引き続いて認定となった方は、ピンク色の「現況届」の提出が必要です。

現況届は、6月上旬に提出が必要なお家庭に送付していますのでご確認ください。

未提出の場合、6月分以降の手当を受けることができなくなりますので、期間内に必ずご提出ください。

受付期間▶7月16日(金)まで

提出書類▶子ども手当現況届

その他の添付書類として、厚生年金に加入している方は、健康保険証の写しが必要ですのであわせてご提出ください。

提出場所▶米原市役所各庁舎窓口、各行政サービスセンター、こども元気局

問 市 こども元気局 (山東庁舎)

☎ 55 - 8104 FAX 55 - 4040

試験

国家公務員採用Ⅲ種(税務) 一高等学校卒業程度一

受験資格▶平成元年4月2日～平成5年4月1日生まれの方

受付期間▶6月22日(火)～6月29日(火)

試験日程▶第1次 9月5日(日)

問 長浜税務署 総務課

☎ 62 - 6144

米原市臨時職員(緊急雇用対策)

募集人員▶臨時職員(労務作業職員) 1名

勤務内容▶道路パトロール、道路補修作業など

勤務場所▶建設課(近江庁舎)

雇用期間▶7月12日～翌1月11日

試験日時▶6月25日(金) 9時30分～

受付期間▶6月14日(月)～6月23日(水)

問 市 建設課(近江庁舎)

☎ 52 - 6925 FAX 52 - 8790

米原市職員採用試験

職 種▶一般行政職(上級)

採用人数▶4人程度

受験資格▶昭和55年4月2日～平成元年4月1日生まれの方

試験日程▶第1次 7月25日(日)

受付期間▶6月14日(月)～6月29日(火)

その他▶申込方法等については、総務課までお問い合わせください。

問 市 総務課(米原庁舎)

☎ 52 - 1552 FAX 52 - 4447

夢職の会

アクティブシニアの たまり場

マンドリンコンサート

懐かしの曲をマンドリンの音色で聴きながら、コーヒーの香りとともに、セカンドライフの楽しみについて語り合いませんか。

日 時 6月27日(日) 10時00分～

場 所 近江公民館ラウンジ

参加費 500円(ケーキとコーヒー付)

問 近江公民館

☎ 52-3483 FAX 52-3895

国民年金のおしらせ

年金受給者のみなさんへ! 「年金振込通知書」が送付されます

日本年金機構では、年金受給者を対象として、毎年6月にその年度に支給される年金額をお知らせする「年金振込通知書」を送付しています。

この通知書は、原則として向こう1年間の年金支払額をお知らせするものですが、支払額や支払機関などに変更があった場合は、改めて「年金振込通知書」が送付されます。

なお、平成22年度の年金額は、平成21年度の年金額と同額となるため、年金額改定通知書は送付されません。



保険料を免除されているみなさんへ 「追納制度」をお勧めします

保険料免除・学生納付特例・若年者納付猶予の承認を受けた期間は、そのままにされると保険料を納付していた期間に比べ、将来支給される老齢基礎年金の受給額が少なくなります。

このため、国民年金には10年以内であれば、遡って保険料を納付できる「追納制度」があります。追納されると、その期間は保険料納付済期間となり、当初から保険料の納付があった場合と同じ扱いになります。満額の老齢基礎年金を受給するためにも、追納をお勧めします。

なお、承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目からは、当時の保険料に加算金がつきます。

お問い合わせは、お近くの年金事務所国民年金課まで。

大津年金事務所 ☎ 077-521-1789

草津年金事務所 ☎ 077-567-2220

彦根年金事務所 ☎ 0749-23-1114



米原市内の交通事故 (平成22年5月31日現在)

件数 84件(+6件)、死者 1人(-1人)、傷者 116人(+14件) ※カッコ内は前年比



お知らせ

滋賀県パスポートセンター 「米原出張窓口」からのお知らせ

7月20日(火)は県立文化産業産業交流会館の休館日のため、米原出張窓口はお休みです。

なお、大津窓口(ピアザ淡海1階/大津市におの浜一丁目1-20)は、土・日・祝日(7月19日)を除き、申請受け付け業務を行っています。

問 滋賀県パスポートセンター

☎ 077-527-3323

FAX 077-527-3329

休日納税窓口のお知らせ

平日に市税や市の公共料金を納付することが困難な人を対象に、「休日納税窓口」を開設します。ぜひご利用ください。

日 時▶6月27日(日) 9時~17時

場 所▶近江庁舎1階窓口

持ち物▶口座振替の手続きを希望される方は、通帳と口座のお届印

問 市 収納対策課(近江庁舎)

☎ 52-3189 FAX 52-6930

『STOP! 不正改造』



6月は「不正改造車排除強化月間」です! みんなの「目」で不正改造車を排除して、安全安心な道路環境を作りましょう。

問 国土交通省 滋賀運輸支局

☎ 077-585-7252

内閣総理大臣名の書状を贈呈します

先の大戦において、外地等(事変地の区域または戦地の区域)に派遣され、戦時衛生勤務に従事された旧日本赤十字社救護看護婦および旧陸海軍従軍看護婦(慰労給付金受給者は除く)に対して、そのご労苦に報いるため、内閣総理大臣名の書状を贈呈しています。詳しくは、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

請求期限▶平成23年3月31日

問 総務省大臣官房 総務課 管理室

☎ 03-5253-5182

FAX 03-5253-5190

「市民意識調査」にご協力ください!

市政に対する評価とまちづくりに対するニーズなどを統計的に把握し、今後の市政運営の基礎資料とするため、市民意識調査を実施します。みなさんのご協力をよろしくお願いいたします。



実施時期▶7月~8月(調査票配布・回収)、9月~12月(集計・分析など)
調査対象▶市内在住の18歳以上の方から無作為抽出した3,000人(無作為抽出のため、同一世帯で複数の方に調査票が届く場合があります。ご了承ください。)

調査方法▶郵送による配布・回収

問 市 政策秘書課(米原庁舎)

☎ 52-6626 FAX 52-5195

400ml 献血にご協力ください

患者さんの尊い生命を救うため、献血にご協力をお願いします。

対象者▶16歳から69歳までの健康な方(ただし65歳以上の方は60歳から64歳の間に献血経験がある方のみ)

持ち物▶免許証または健康保険証、お持ちの方は献血カード(手帳)

日 程▶

6月16日(水)

10時~11時30分 山東庁舎

13時30分~15時30分 米原庁舎

6月18日(金)

10時~11時30分 近江庁舎

問 市 健康づくり課(山東庁舎)

☎ 55-8105 FAX 55-2406

全国一斉

「子どもの人権110番」強化週間

6月28日(月)~7月4日(日)を「子どもの人権110番」強化週間として、子どもにかかわる相談専門の電話を設置します。

いじめ、体罰、虐待などの問題について、人権擁護委員や法務局職員が相談に応じます。

実施日時▶6月28日(月)~7月4日(日)
8時30分~19時

*土・日は10時~17時

設置電話▶子どもの人権110番

フリーダイヤル0120-007-110

問 大津地方方法務局人権擁護課

☎ 077-522-4673

FAX 077-522-5317

今月の表紙

手植えに挑戦!!

田植えから収穫までのさまざまな農作業を体験する近江公民館事業「どろんこ塾」が、5月29日に舟崎の田んぼを会場に開催され、40名の子どもたちが手植えに挑戦しました。

指導にあたったのは、子どもに農業体験を提供する地元の「どろんこの会」。

田んぼに入った子どもたちは、「ぬるぬるする」と泥の感触を楽しみながら、田植えをおこないました。作業のあとは、昨年収穫したお米で作ったおにぎりを食べながら「早く大きくならんかあ」と植え終えた田んぼを見つめていました。



環境アクションひとことPR③

野菜さんも生きている!

— 山東幼稚園 —

4月28日、山東幼稚園では4歳児親子が夏野菜の苗植えを行いました。ミニトマトやキュウリ、インゲンマメなど自分の好きな野菜を選んで植えた子どもたち。

「トマトのにおいがする」「葉っぱが大きいな」と野菜の苗に興味津々で、そっと葉っぱに触れる姿も見られました。生命の尊さに触れるよい機会として、野菜への愛着も深められたようです。これから収穫に向けて、心をこめて育てていきます。



(環境保全課)



人口 41,440人 (-74) 男 20,299人 (-49) 女 21,141人 (-25) 世帯数 13,678世帯 (-7)

人のうごき 65歳以上の人口 10,297人 高齢化率 24.85% ※()内は前月との比較【平成22年6月1日現在】

「広報まいばら」「市公式サイト」への広告掲載に関するお問い合わせは、政策秘書課 ☎52-6627へ

◎広報まいばら 広告掲載料金: 1枠 15,000円(13,300部発行・市内全戸配布)

◎市公式サイト 広告掲載料金: 1枠・1月 10,000円(月平均アクセス数 23,000件)

消費生活相談コーナー

困ったときは
 米原市消費生活相談窓口へ
 (米原庁舎1階)
 相談専用 ☎ 52-8088
 受付 平日9時30分～16時

2010.6/15

編集発行

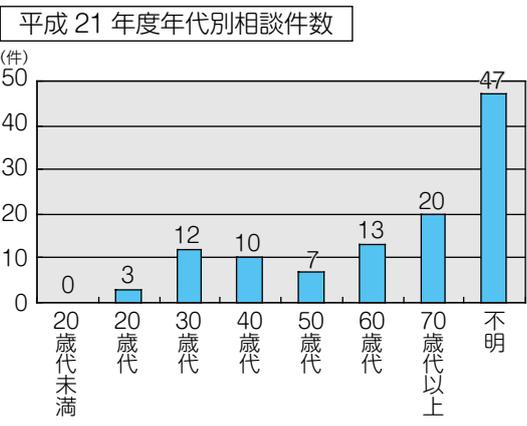
米原市役所 政策秘書課

〒521-1850
 滋賀県米原市下多良三丁目3番地
 ☎0749(5)26627
 0749(5)5195

発行日 平成22年6月10日(木)
 公式ホームページ
 http://www.city.maibara.lg.jp
 電子メール
 sousei@city.maibara.lg.jp

環境保護のため再生紙を使用しています。
 PRINTED WITH SOYINKI 大豆油インキで印刷しています。

報告 平成21年度の相談受付状況 相談件数が減少する一方、複雑化する消費者トラブル



平成21年度に消費生活相談に寄せられた相談は112件でした。トラブルの被害拡大防止のための情報も多数寄せられていて、米原市だけでなく、県下でも相談件数は減少傾向にあります。

年代別相談件数をみると、60歳代以上が33件で、依然として高齢者がトラブルに巻き込まれることが多く、周囲の見守りによって被害を防ぐことが大切になっています。

また、主な相談内容としては、はがきやメールによる架空請求、借金、有料サイトの請求、投資や広告掲載などの強引な電話勧誘、布団や健康食品などの訪問販売、海外宝くじ、カニや書籍の送りつけなどがありました。



「消費者庁」の設立、「消費者ホットライン（☎0570-064-370）」の稼働など、消費者問題への関心が高まる一方、次々と新しい商品やサービスも出てきて、消費者トラブルも複雑になっています。

困ったことやわからないことがあれば、消費生活相談窓口にご相談ください。

事例から学ぼう！ 強引な床下点検 「水漏れ」を装って 高額な現金を請求



突然、中年男性2人が「床下換気扇の点検をします」と訪ねてきた。「もう取り外した」と言ったのだが、1人が畳を上げて床下に潜った。点検から戻ってきた男が「換気扇はなかったが、台所と風呂あたりで水漏れしている。修理には8万円かかる。支払いは現金で」と言う。もう1人も「ここが漏れている」と風呂の蛇口付近を指差した。

自分は床下に入れず、状況は分からなかったが、1人暮らしなので、怖くて言われるままに支払った。後日、知人に言われて、領収証に書かれていた連絡先に電話したが、つながらなかった。(60歳代 女性)

ひとことアドバイス
 床下に自分で入り、状況を確認することは難しいので、それを口実にした悪質な訪問販売が行われることがあります。突然訪れた業者に不具合などを指摘されても、その場で契約することはやめましょう。また、支払いを急がせる業者には特に気をつけましょう。
 詳しい情報は… 国民生活センターホームページへ <http://www.kokusen.go.jp/>

消費者の食卓を守る「食品表示」

「食品表示」は、消費者である私たちが食品を選ぶ際の大切な情報です。滋賀農政事務所では、JAS法に基づく食品表示制度に関する講習会への講師派遣を行っています。また、食品表示の情報提供や問い合わせを受け付ける「食品表示110番」を設置しています。
 詳しくは、滋賀農政事務所まで、お気軽にご連絡ください。

ご存知ですか？JAS法では、一般消費者に販売されるすべての飲食物品に品質表示が義務付けられています。

- 不審な表示を見つけたら
食品表示110番
 ☎ 077-522-4261
- みんなで学ぼう食品表示
食品表示講習会
 ☎ 52-5890